

熊本県公契約条例推進委員会 議事録（概要）

- 1 日 時 令和8年（2026年）1月22日（木）15時00分から16時10分
- 2 場 所 熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 出席者 【委員】渡辺委員長、井寺委員、坂口委員、前川委員、山本委員
【県】
（管理調達課）阿南課長、市村審議員、東課長補佐、古庄参事
（労働雇用創生課）荒木課長、東主幹
（監理課）安田課長、廣田主幹
（土木技術管理課）弓削課長、興柁主幹
- 4 概要

議題1 公契約条例に係る令和7年度の取組状況について

- 資料3の8ページで対象業務を限定する・しないを検討しているが、業務を限定する理由は何か。過度の負担にならないような制度運用も大事であることから、最初は業務を限定するという考え方もある。（井寺委員）
- 業務委託のうち契約期間が5年などの長期契約について、当初契約のまま、5年間据え置きされ、とても苦しいという話を聞いている。このスライド条項が導入された場合は、契約変更の申し出も不要になり、この条項に基づいて実施するため、良い方向へ変わっていくと感じた。
なお、業務の限定については、その必要性を調査し、確認をお願いしたい。（山本委員）
- 公契約を契機として、それが全体化し、民民の契約にも波及して、企業間でコストをみんなで分かち合うという流れにしていくことができれば望ましい。（山本委員）
- 公契約では、業務完了報告書の作成にあたり、分量が多く時間がかかる。
公契約条例の目的の1つである労働環境の改善という面から、業務完了報告書の作成の簡素化について、検討をお願いしたい。
民間では、簡素化のため、AIやDXの導入に取り組んでいる。民間の働き方改革にも資するので、公契約に係る業務完了報告書の作成においても、DXやAIの導入を是非検討していただきたい。（坂口委員）
- 資料3の5ページの「厚生労働省スライド条項運用マニュアルによるスライド額の算出式」の例では労務単価を基に計算されているが、対象業務を限定しない場合、「最新の労務単価」がないものが生じる可能性がある。その場合は、

どのように算出するのか検討いただきたい。（渡辺委員）

議題2 公契約条例に係る令和8年度に重点的に取り組む事項について

- 建設工事でスライド条項を適用する場合は、資料が多く大変な作業となる。業務委託等のスライド条項の導入にあたっては、手続きの簡素化が求められる。（前川委員）

- 公契約条例の制定に向け検討している県内の自治体に対し、県として、情報交換やアドバイスをお願いしたい。
企業・団体から、「行政の仕事は確かにありがたいが、その間接作業として、膨大な資料作成や修正などの負担も大きく、行政の仕事は受注しない方がいい」という話を聞いた。
公金であることから、丁寧なチェックも必要だが、契約相手の企業に見えない経費がかかっていること、多くの時間を使っていることを、県には強く意識をしていただきたい。
適正な契約は、従業員の賃金も含めて、労働環境の確保をしっかりと願うのが、公契約の大きな目的の1つ。
労働環境に関して、契約書に労働関係法連順守の条文を記載しているとの説明があったものの、実態として法令遵守できているのか懸念がある。
賃金だけではなく、働く環境も含めて行政と民間企業の間で成長していかないと、人材が県外に流出することになる（山本委員）